

令和 7 年第 2 回（3 月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料【所管事務調査】

○住民自治・地域自治、地域協議会制度について

地域自治推進プロジェクトにおける各検討項目の方策案等	・・・・・・・・	資料 1
地域自治の理想的な姿及び取組の方向性に関するヒアリング・アンケート調査集計結果	・・・・・・・・	別冊 1
『「地域自治・住民自治、地域協議会、総合事務所」への提言』に対する対応状況	・・・・・・・・	別冊 2

地域自治推進プロジェクトにおける各検討項目の方策案等

総合政策部 地域政策課

地域自治推進プロジェクトの目的

地域住民が安全で安心して快適に暮らすためには、行政による公共サービスに加え、地域の主体的な取組も重要であることから、「地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化」を図るもの

目的を踏まえた検討の視点

上記の目的を実現するために、5つの検討項目について次の視点から検討を行ったもの

地域自治区の区域

- 地域住民が地域の課題を自分ごととして捉え、共有・共感できているか

地域協議会

- 地域住民の多様な声を的確に把握できているか
- 地域の課題を的確に設定できているか
- 課題の解決に資する取組を実行につなげられているか

地域の団体

- 地域自治区全体の維持・振興について、どのような主体が担えるか
- そのような主体に対してどのような支援が必要か

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

- 地域の多種多様な個別の課題の解決に資する取組が生み出され、実現しているか
- 地域自治区全体の課題の解決に資する取組が生み出され、実現しているか

総合事務所及びまちづくりセンター

- 地域の団体による各種活動の効果的・効率的な実現を支援する体制となっているか

地域自治区の区域

理想的な姿

地域住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属感があり、相互に協力的な行動ができる身近な地域

方 策 案

地域自治区の区域については、現行の区域を維持する。

理 由 ・ 目 的

地域のつながりや一体感、愛着等の観点から現状維持を肯定する回答が8割を超えている中、現時点において区域を見直す必要はないものと考えられるため

今 後 の 課 題

将来的に見直しが必要になるという意見も広く見られており、地域の実情や住民のニーズ等を踏まえながら、今後、必要に応じて地域と行政が一緒になって見直しを検討する。

ヒアリング・アンケート結果の概要

○「区域の維持」について「良いと思う」（58.9%）、「おおむね良いと思う」（23.1%）を合わせて82.0%

（理由の上位項目）

- ・現状の区域で不都合がない（適切な範囲）（41.7%）
- ・現状の区域は一体感（愛着、親しみ）がある（23.4%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・地域住民が自ら主体となり考え行動するためには現在の区域で良い。
- ・区域を広げた場合、内情が分からず、話合いや連携がうまく行かなくなる。
- ・住民同士の一体感がある。

地域協議会

理想的な姿

地域の課題解決に向けて、地域住民の意見を的確に把握して対策を考え、決定し、実行につながるよう働きかけることができる組織

方 策 案

- ・地域協議会委員の選任方法を団体推薦と公募によることとする。
- ・諮問に対する答申や自主的な審議のほか、地域自治区の目指す姿とその実現に向けた方策を盛り込む地域ビジョンを各地域協議会が策定に取り組む。

理 由 ・ 目 的

地域住民の多様な意見を把握し課題を的確に捉えた上で、対応策を検討し実行につなげることができるようにするため

ヒアリング・アンケート結果の概要

○一部改善も含め「団体推薦と公募による選任方法が良いと思う」という回答が最も多く50.9%

（理由の上位項目）

- ・多様な意見が把握できる（25.4%）、実行につなげやすくなる（21.0%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・地域の各団体間に横串を刺して一緒に考える効果が期待できる。

○団体推薦及び公募とする場合、「定数は設けた方が良いと思う」という回答が最も多く55.9%

（理由の上位項目）

- ・議論には一定の人数が必要（21.7%）、団体推薦と公募のそれぞれで確実に委員を選出するため（18.5%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・推薦できる団体数が区によって異なるため、委員数は「○人以上○人以内」のように範囲を設ければ良い。
- ・地域で話し合っ事業を実施する上では地域計画（ビジョン）が必要

地 域 協 議 会

ヒアリング・アンケート結果の概要

○定数について「現状のままで良いと思う」という回答が最も多く49.5%

（理由の上位項目）

- ・現状の人数で不都合がない（40.4%）、一定の人数が必要（21.7%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・人数が少ないと意見が偏るため話し合いにはある程度の人数が必要であるが、現状より多いとまとまらなくなる。
- ・人数が多過ぎても発言する委員が固定化したり話し合いがまとまらない。

○任期について「現在の任期（4年）が適切だと思う」という回答が最も多く48.9%

（理由の上位項目）

- ・課題の解決や委員の活動を考慮した場合、一定の時間が必要（63.9%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・地域の課題を把握して、議論しながら、対策を講じていくためには、4年の任期が適当である。
- ・長期的な視点や継続的な検討の観点から、4年の任期が適当である。

○任期数の上限について「設ける必要はないと思う」が最も多く44.9%

（理由の上位項目）

- ・委員の意思を尊重した方が良い（46.0%）、必要な人材が継続できる、委員数を確保しやすい（それぞれ9.4%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・適任者や意欲のある人の再任を妨げることになる。

地 域 協 議 会

実施内容(案)・理由

- **委員構成のうち「団体推薦の委員」**：地域の状況に応じて、地域コミュニティ（住民組織、町内会）を始め、若者、女性、子ども、福祉、農林業や商工業、観光、文化などの分野の団体を想定する。

- **理由等**

- ・地域の多様な意見を的確に把握するため、地域にかかわりがあると考えられる分野を網羅する。
- ・地域協議会、住民組織、町内会長連絡協議会が候補団体を提案し、市（総合事務所及びまちづくりセンター）が精査・決定する（団体の設立状況や活動状況に応じて、団体数は地域ごとに異なる。おおむね10～15団体を想定）。

- **委員構成のうち「公募の委員」**：団体数と同数を上限とする。

- **理由等**

- ・地域住民も参画し、団体だけでの議論にならないようにすることで、一層幅広い意見が得られたり多様な課題を把握したりすることができるようにする。
- ・団体数と同数とすることで、全員がフラットな立場から忌憚のない意見交換を行うことが期待できる。
- ・応募者数が同数を超えた場合、選任投票ではなく、総合事務所及びまちづくりセンターによる書類審査によって決定する。

- **定数**：地域の状況に応じて下限を定める。ただし、人口減少等の状況の変化に応じて見直しを行う。

- **理由等**

- ・地域ごとに団体の設立状況等が異なる中、必要な団体を漏れなく選任することができるよう、上限は設けない。

- **任期**：4年とする。

- **理由等**

- ・地域の状況を把握し、課題の抽出や、その課題の解決策の検討を進めるためには、一定期間の任期が必要である。

地域協議会

実施内容(案)・理由

●任期数：連続2期までとする。

●理由等

- ・より多くの地域住民が地域協議会の委員になることを通じて、まちづくりにかかわるようになることを意図するもの。
- ・なお、「制限を設ける必要はない」(44.9%)と「設けた方が良い」(37.8%)が拮抗しており、後者の理由として回答者、有識者共に「より多くの地域住民が地域協議会に参加できる機会を設けた方が良い」、「まちづくりにかかわる人の裾野が広がる」といった意見が挙げられている。また、「制限を設ける必要はない」という回答の内容を見ると、「公選であれば制限は不要」という意見のほか、制限を設けた場合、「委員の確保が難しくなる」又は「議論の継続性が担保されない」という懸念が挙げられているが、これらは団体推薦の導入により解消が見込まれる。

●報酬：一定額を支給する（費用弁償（交通費相当額）は別途支給）。

●理由等

- ・会議への出席に向けた事前準備としての調査・研究等、地域協議会委員という身分を持つことに伴う日常的な活動について基本給的な性格を持つ報酬として年額報酬を支給する。

●性別、年齢のバランスに配慮する。

●理由等

- ・意見を出しやすい環境を整え、女性や若者の意見を把握する。

●地域ビジョンの策定：地域自治区として目指す姿とその実現に向けた方策を盛り込んだ地域ビジョンを地域協議会が策定する。

●理由等

- ・従来の諮問に対する答申や自主的審議に係る意見を市長に提出することに加えて、地域の維持・振興に向けて地域の多様な主体が一体となって計画的・総合的に取り組んでいけるよう、そのための指針として地域ビジョンを策定することを地域協議会の役割とする。

地域協議会

有識者からの主な意見等

●団体推薦

- ・選任投票が行われているケースが少なく、公募公選制の意義が揺らいでいる状況を踏まえて、公募を維持しながら団体推薦を行うことは合理的である。
- ・団体の分野はあらかじめ決めておかないと実際の声掛けにつながっていかないことが考えられる。
- ・地域の団体は限られるため団体の固定化、マンネリ化が生じる懸念がある。
- ・団体推薦と公募という方向自体は悪くないが、地縁団体は高齢男性が多い傾向があるため、地縁団体に偏ると、これまでと同様に委員になっても発言できないという状況が生じるのではないか。

●定数

- ・委員数は多過ぎると参加するだけになる。
- ・定数を変える際には、議会の代わりという旧町村の思いを汲み取ってスタートした制度であることを念頭に置く必要がある。

●任期

- ・地域協議会を通じてまちづくりにかかわる人材を育てていく観点からも4年は長く負担感がある。
- ・4年は長く、2年は短いので3年でも良い。

●任期数

- ・任期は2期とし、より多くの地域住民が地域協議会にかかわるようにした方が良い。
- ・期数制限を設けないと、年齢構成が高齢化しやすくなるとともに、複数の任期を務める委員が自分のやり方を押し通そうとするのではないかという懸念がある。
- ・「年齢構成のバランスが崩れた場合には、再任を制限する場合もある」とするなど工夫した方が良い。

地域協議会

有識者からの主な意見等

- 報酬
 - ・報酬を支払う場合、活動への対価とすると制度設計当初の考え方を大きく変えるものであることを認識する必要がある。
 - ・委員として事前準備を行うために必要という整理は理解する。
- 性別、年齢のバランス
 - ・子どもの預かりやオンラインでの出席を可とするなど、負担感を減らす工夫が必要
 - ・性別、年齢のバランスへの配慮をど真ん中に据えて取り組む必要がある。
- 地域ビジョン
 - ・各区の特徴が明らかとなり、区を越えた連携・協力につながることも期待できるため、統一的なものである必要はないが、策定した方が良い。
 - ・地域ビジョンがあれば、新たに委員になる人が議論に入りやすくなる。
 - ・地域ビジョンを作る際には、地域の実態を把握した上で身の丈に合ったものとする必要がある。

地 域 協 議 会

今後の主な検討事項

- ・ 地域の状況を踏まえながら詳細な実施内容の検討を継続して行うとともに、実施後においても随時必要な見直しを行っていく（全項目共通）。
- ・ 任期数については、制限を設けることに対して「本人の意思にゆだねるべき」、「意欲ある人材の再任が妨げられてもったいない」といった意見が多数あったことを踏まえて運用上の工夫を検討する。
- ・ 報酬については、適切な金額について検討する。
- ・ 性別、年齢のバランスを考慮し、推薦又は応募の条件を設けるなどの工夫を検討する。

地域の団体

理想的な姿

地域自治区単位での公益的な活動について、自ら企画・実施するとともに、市の委託事業も含めて各種団体との連携・協力を通じて自主的・持続的に取り組むことができる団体

方 策 案

各住民組織の実情に応じて、人材面、資金面など様々な側面から各種支援策を検討し総合的に実施していく。

理 由 ・ 目 的

小規模化・高齢化により町内会活動の維持が困難になりつつある中、区内全域で公益的な活動を行い、将来的に集落機能を補完する役割も期待される住民組織の安定的・継続的な活動の確保に向けて支援を行うもの

ヒアリング・アンケート結果の概要

○組織運営面での課題や困りごとについて「ある」という回答が69.2%

(理由の上位項目)

- ・人材面の課題（58.3%）、資金面の課題（41.7%）、運営面の課題（22.2%）

(自由記述の主な意見等（趣旨）)

- ・人口減少や高齢化等により人材（役員、事務局員、運営スタッフなど）の確保が非常に厳しい。
- ・世帯数の減少による会費等の活動資金の不足、基金が数年で枯渇する。
- ・イベント等の企画が自力でできない。

地域の団体

ヒアリング・アンケート結果の概要

○市に期待する支援策について「ある」という回答が76.0%

（理由の上位項目）

- ・ 資金面の支援（57.9%）、人材面の支援（28.9%）、外部の専門家による助言（10.5%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

＜資金面＞

- ・ 事務局体制の強化に向けた人件費補助、運営費の支援、車両や印刷機、コピー機などの備品購入費補助

＜人材面＞

- ・ まちづくりの専門家、コンサルタントの派遣
- ・ 集落づくり推進員や地域おこし協力隊など地域づくりに知見のある職員、行政経験者の配置による事務局体制の強化
- ・ 総合事務所及びまちづくりセンターのかかわりの強化

＜その他＞

- ・ 他の住民組織と交流できる研修の場、各種取組事例の紹介など情報共有の場の設置
- ・ 活動拠点（相談や情報共有の場）、地域住民が気軽に集まる場所の確保

地域の団体

実施内容(案)・理由

●住民組織ごとに問題点や課題等を洗い出した上で、必要な支援策に的確につなぐ。

●理由等

- ・各住民組織の実態や状況に応じた支援策を効果的に実施するため、最初に、すべての住民組織ごとに問題点や課題等を洗い出した上で、人的支援や資金支援等の必要な支援に的確につなぐ。

人的支援

●必要な人材の配置支援

●理由等

- ・住民組織の活動の継続性を確保するための基盤を整える支援として、すべての住民組織を対象に配置する（特別交付税措置を活用）。その際は、住民組織の業務はもとより地域全体の維持・振興に寄与する人材が配置されるよう支援する。人的支援を必要としない住民組織を除く。

●総合事務所及びまちづくりセンターのかかわりの強化（情報共有、定期的な打合せ、活動の広報等の支援など）

●理由等

- ・これまで以上にきめ細かな伴走型支援を行うとともに、相互理解の促進を図る。

資金支援

●資金支援：車両、印刷機、P Cなどの活動に必要な備品購入費補助（既存制度の見直しによる）

●理由等

- ・住民組織の活動の継続性を確保するとともに、サービスの提供に必要な環境を整えるための支援として、活動に必要な備品の更新・購入に要する経費を対象に補助する。

地域の団体

実施内容(案)・理由

アドバイス等の支援

- **経営相談の実施（資金面や事業運営面での課題の解決支援）**
- **中間支援の強化（各種分野で広域的に活動する団体による支援、団体相互の情報交換や交流の場づくり、地域の担い手となるリーダー育成研修など）**

- **理由等**

- ・住民組織の活動の継続性を確保するための基盤を整える支援として、また、中長期的には、地域を運営する機能を有するRMOも見据えながら、専門的なアドバイスの提供や、組織同士の連携促進、研修の実施等を通じて、住民組織の意識啓発と地域の担い手となるリーダー育成に併せて取り組んでいく。

- **合併前上越市の15区における活動拠点としての地区公民館等の既存施設の活用支援**

- **理由等**

- ・地域住民の様々な活動や相談、情報共有の場として地区公民館等の既存施設が活用されるよう、引き続き使用料の減免により支援する。

地域の団体

有識者からの主な意見等

●人的支援

- ・ 30歳～40歳代の人たちが住民組織に入りやすい環境を作る必要がある。
- ・ 一番の課題である人材不足をカバーできるのは非常に良い。
- ・ 配置する人材同士が課題やノウハウを共有できるネットワークを設けると良い。

●アドバイス等の支援

- ・ 若者にとっては会議への参加は心理的ハードルが高いため、オンラインを活用すると良いのではないかな。
- ・ 住民組織を立て直すには行政経験者が有効である。住民組織が何に困っているのか丁寧な聞き取りを通じて実態を把握した上で支援につなげていくという形にした方が良い。

今後の主な検討事項

- ・ 地域の状況を踏まえながら詳細な実施内容の検討を継続して行うとともに、実施後においても随時必要な見直しを行っていく（全項目共通）。
- ・ 住民組織や地域自治区全体の公益活動を担い得る主体の実態等の精査を行う。

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

理想的な姿

各地域における地域課題の解決や維持・活性化に寄与するための財源支援の仕組み

方 策 案

- ①地域自治区単位で事業を決めて実行につなげる際の財源支援の仕組みを創設する。
- ②あわせて各種団体が行う多様な市民活動を支援するため公募型補助制度を創設する。

理 由 ・ 目 的

地域が主体的に検討・決定した地域課題の解決策等を柔軟に実行につなげるほか、既存の市民活動の継続を考慮して2つの方策案を併用するもの

ヒアリング・アンケート結果の概要

○「地域自治区単位で予算の使い道を決めて実行につなげる制度の創設」が最も多く39.3%

（理由の上位項目）

- ・ 地域全体で主体的に考えて取り組める（30.2%）、地域の状況に合わせて柔軟に取り組める（14.1%）
（自由記述の主な意見等（趣旨））
- ・ 地域協議会や地域の団体、行政がかかわり合いながら、課題解決に向けた取組を実行に移せる。
- ・ 各種団体が行う小規模な市民活動が疎外されないように配慮してほしい。

○「地域自治区単位で予算の使い道を決めて実行につなげる制度」の実施方法

（上位項目）

- ・ 「地域協議会や町内会長連絡協議会などの地域が決める」20.1%、「予算の上限を設ける」14.6%
（自由記述の主な意見等（趣旨））
- ・ 人口規模や団体数等を考慮した予算枠を設ける。
- ・ 予算ありきで使い道を決めるのではなく、活動ありきで予算を付ける方が地域や団体の自主性を尊重できる。
- ・ 計画等に基づく予算要求、優先順位を踏まえて計画的な事業の実施を行う仕組みづくりが重要

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

ヒアリング・アンケート結果の概要

○「地域独自の予算事業の改善による支援の継続」19.4%

(理由の上位項目)

- ・現状の制度で問題ない(13.5%)、きめ細やかな制度である(12.7%)

(自由記述の主な意見等(趣旨))

- ・地域協議会ではなく、総合事務所等に提案したり直接やり取りしたりできるようになり、提案しやすくなった。
- ・地域自治区単位で事業を決める場合、小規模な団体や活動内容は取り上げられなくなるおそれがある。

○「地域独自の予算事業で改善してほしいこと」

(上位項目)

- ・「補助率の見直し」36.1%、「対象経費の拡大」9.2%、「提案期限の延長」6.4%

(自由記述の主な意見等(趣旨))

- ・補助率は下げないでほしい、全額補助としてほしい。
- ・提案期限が早過ぎる、備品購入費を対象としてほしい、市直営と補助の区別が明確でない。

○「両方の制度を活用」19.0%

(理由の上位項目)

- ・地域全体で主体的に考えて取り組むことができる(19.5%)、それぞれ長所短所がある(17.9%)

(自由記述の主な意見等(趣旨))

- ・市民活動団体が行う小規模な活動と大規模な事業やプロジェクトなど、両方の制度を使い分けられると良い。
- ・既存の団体による継続的な活動への支援と地域自治区単位の課題解決に向けた事業の両方に活用できる。

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

実施内容(案)・理由

方 策 案 ①

- 見直し後の地域協議会が総合事務所及びまちづくりセンターと連携・協力しながら、地域ビジョン（地域協議会の項参照）に基づき地域課題の解決等に資する事業の企画・立案、予算の精査、実施主体の調整等を行った上で事業を実施（予算執行）する。
- 予算編成方式は、市全体で一定の予算額を定め、その範囲内で各地域自治区の事業及び予算を積み上げて執行する総枠予算方式（積上げ方式）とする。執行に当たり、補助金を交付する場合には、補助率は設けない。

●理由等

- ・地域の維持・振興に向けて、地域の自主性・自立性を確保しつつ、総合的かつ計画的な対応、重要課題への重点的対応を実現できるよう、区（地域協議会等）で事業を決めて実行する際の財源を支援する仕組みを創設する。

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

有識者からの主な意見等

●方策案①

- ・地域ビジョンを決めてどのような事業が必要か議論することができれば地域協議会本来の役割を果たせる。
- ・必要な事業について議論した上で必要な予算を付けて実行するという感覚が一般的ではないか。
- ・「地域ビジョンに基づき検討した事業を実施するためにはこれだけの予算が必要である」ということであり、「あらかじめ配分された額をどのように使うか」ということではない。
- ・枠配分ではなく必要な額を積み上げる方式が良い。
- ・枠配分の場合、配分された予算の使い道を自分たちで決めていくことは難しいのではないか。
- ・予算ありきではなく、補助金が交付されない場合もあった方が良い。
- ・地域のために必要な事業がある程度高額となった場合でも予算を付けることを可能とする意味でも、毎年一律で交付するものではない方が良い。
- ・一つ一つの事業を地域と市が議論しながら作り上げ、やり遂げる経験が重要である。
- ・方策案②とのセットという考え方は良い。

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

実施内容(案)・理由

方 策 案 ②

- 補助対象事業は方策案①を使わないソフト事業を対象とし、一定の補助額の上限を定める。補助率は設けない。市が直接執行する事業は対象としない。区単位で活動していない団体も対象とする。
- 地域政策課に一括予算計上。提案団体が総合事務所及びまちづくりセンターと一緒に企画を練り上げて申請。申請の都度、交付決定

● 理由等

- ・ 方策案①により地域ビジョンに基づく事業の企画・立案等が行われる中で、地域ビジョンに関連のない市民活動や一部の小規模で限定的な市民活動が対象とならない場合等も想定されることから、このような市民活動も併せて促進するために補完的な支援を行う。
- ・ 広く市民活動の推進を支援するという観点から、区単位ではなく各種分野で広域的に活動する団体も対象とする。

有 識 者 か ら の 主 な 意 見 等

● 方策案②

- ・ 上限額は、市としてどのような事業を期待しターゲットとするのかを想定し、その相場感をもって判断すると良い。
- ・ 可能であれば、事業の性質に応じて上限額を個別に設定するという考え方もあり得る。
- ・ スタートアップを手厚くしたり、事業の経過年数に応じて補助金額を減らしていくという方法も考えられる。
- ・ 複数年にわたりお金があるということは団体にとって望ましいことである一方で、団体が自立できなくなるという問題もある。

地域自治の活動を活性化するための財源支援の仕組み

今後の主な検討事項

- ・ 地域の状況を踏まえながら詳細な実施内容（予算規模、対象事業、対象経費等）の検討を継続して行うとともに、実施後においても随時必要な見直しを行っていく（全項目共通）。
- ・ 方策案①について、地域ビジョンの策定から予算執行までの具体的な流れについて検討する。
企画・立案した事業の予算は翌年度予算要求とするか当該年度に都度交付とするか、それぞれのメリット・デメリットを明らかにした上で、最適な方法について比較検討する。
- ・ 方策案②について、補助上限額を検討する。

総合事務所及びまちづくりセンター

理想的な姿

地域の一員として連携し、コミュニケーションが図られ、地域の団体等が「考え、決め、実行する」ことを支援する組織

方 策 案

地域の団体等とかかわる機会を十分に確保するとともに、地域課題の解決に向けて適切な支援を行うことができるよう体制の強化を図る。

理 由 ・ 目 的

総合事務所及びまちづくりセンターについては、地域協議会等の他の検討項目の在り方に応じて必要な体制を整えていくこととしている中、現時点においては、地域とのかかわりを強化しながら職員が地域とともに地域課題の解決に取り組むための方策を講じるもの

ヒアリング・アンケート結果の概要

○「総合事務所やまちづくりセンターには権限や予算がないと感じたことがある」が39.8%

（理由の上位項目）

- ・ 木田庁舎等の各課等の判断が必要と言われた（20.8%）、予算が付かなかったり縮小傾向にある（20.8%）

（自由記述の主な意見等（趣旨））

- ・ 地域での自治を維持していく上で、総合事務所やまちづくりセンターは重要な役割を担っている。地域を活性化するための情報提供やアドバイス等を積極的に行ってほしい。
- ・ 地域に出向いて住民の話を聞く人をふやす。
- ・ まちづくりセンターの改革が必要、長期にわたり区の特徴を理解し組織や人とのつながりがある職員、企画・調整・実行力がある職員の配置
- ・ 15区の個々の区に総合窓口を設置すれば対応・判断のスピード・アップ、より横断的できめ細やかな対応が可能

総合事務所及びまちづくりセンター

実施内容(案)・理由

●集落づくり推進員の配置拡充

●理由等

- ・総合事務所及びまちづくりセンターが地域の多様な主体とのかかわりを通じて様々なニーズや困りごとをより把握し、地域の自主的・主体的な取組を的確に支援できるよう、集落づくり推進員が従来の集落巡回に加えて、市民活動団体の活動状況や意見・要望も把握し、活動支援を行うこととする。
- ・現在、集落づくり推進員を配置していない大潟区、頸城区、三和区に各1人配置する。
- ・まちづくりセンターについて、ヒアリング・アンケート結果で、地域に出向いて住民の話を聞く人をふやしたり、15区の個々の区に窓口を設置してきめ細やかな対応等を求める意見が複数あったことを踏まえ、合併前上越市の15区を担当する集落づくり推進員を、必要な人数を配置する。

●総合事務所及びまちづくりセンターのかかわりの強化（情報共有、定期的な打合せ、活動の広報等の支援など）（再掲）

●理由等

- ・これまで以上にきめ細かな伴走型支援を行うとともに、相互理解の促進を図る。

●組織や人とのつながりがある公民館主事との連携の強化

●理由等

- ・公民館主事が業務を通じて把握する地域住民や団体のニーズや困りごと、知見や人的ネットワークを総合事務所及びまちづくりセンターの職員と共有する。

総合事務所及びまちづくりセンター

今後の主な検討事項

- ・ 地域の状況を踏まえながら詳細な実施内容（まちづくりセンターへの集落づくり推進員の配置人数等）の検討を継続して行うとともに、実施後においても随時必要な見直しを行っていく（全項目共通）。
- ・ 地域協議会や地域の団体、財源支援の仕組みといった他の検討項目の検討状況に応じて必要な体制を整えていく。

主なスケジュール(案)

議会を始め、地域協議会や住民組織、有識者等との協議の実施

	令和7年度	8年度	9年度	10年度
地域協議会	制度設計 条例改正案作成 ・自治基本条例 ・地域自治区の設置に関する 条例 ・地域協議会委員の選任に 関する条例	有識者審議会(仮) 地域協議会諮問・答申 所管事務調査 パブリックコメント 議会議決、公布 市民、団体への周知 団体推薦委員の選出 公募委員の募集		条例施行 新制度に基づく委員選 任
地域自治の活動を 活性化するための 財源支援の仕組み	制度設計			新制度の施行※1
	地域独自の予算事業:新制度の施行までの間、現行制度を据え置く			
地域の団体	制度設計	新制度に基づく予算要 求※2	新制度に基づく事業実施※2	
総合事務所及びま ちづくりセンター		定員要求(必要な人材 の配置)※2 市民、団体への周知		

※1 地域協議会が新たな委員構成となることを前提とする。

※2 取組可能なものから順次予算要求等や事業実施を行う。